

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども育成課 No.001

処 分 名	児童館の入館の制限
処 分 の 概 要	児童館内の秩序を乱すおそれのある者、乱す者に対し、入館禁止または退館を命じます。
根拠条例等・条項	春日部市児童館条例（平成 17 年条例第 95 号）第 11 条
処 分 基 準	<p>◎条例第 11 条の「入館制限の基準」の具体的内容は次のとおりです。 「児童館内の秩序を乱すおそれがある又は乱す者」</p> <p>◎以下の要件の者には、入館禁止または、退館を命じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれのある者</li> <li>・ 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者</li> <li>・ 館内利用規則を守らないもの者</li> <li>・ 入館続きを取らないで入館する者</li> <li>・ 館の指示に従わない者</li> <li>・ その他、管理上支障があると認める者 など</li> </ul> <p>◎入館禁止する場合 ①口頭での嚴重注意⇒②文書での警告⇒③入館禁止</p>
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	<a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/index.html">https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/index.html</a>
根拠条例及び関係例規等の抜粋	<p>■春日部市児童館条例 （入館の制限）</p> <p>第 11 条 市長は、児童館内の秩序を乱すおそれのある者の入館を禁止し、又は乱す者に対し、退館を命ずることができる。</p>

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども育成課 No.002

処 分 名	児童館の使用許可の取消し等
処 分 の 概 要	団体等使用者が、条例、規則に違反した場合、偽りその他不正な手段により使用の許可を受けた場合や職員の指示に従わないなどの場合は、許可に係る使用の条件を変更、使用を停止、許可を取り消します。
根拠条例等・条項	春日部市児童館条例（平成 17 年条例第 95 号）第 8 条第 1 項第 1 号～第 4 号、第 8 条第 2 項
処 分 基 準	<p>◎以下の要件の場合は、使用の条件を変更、使用を停止、許可を取り消します。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき</p> <p>(3) 職員の指示に従わないとき</p> <p>(4) その他管理上支障があるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合</li> <li>・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合</li> <li>・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合 など</li> </ul>
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	<a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/index.html">https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/index.html</a>
根拠条例及び関係例規等の抜粋	<p>■春日部市児童館条例 （許可の取消し等）</p> <p>第 8 条 市長は、団体等使用者が次のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 職員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があるとき。</p> <p>2 市は、団体等使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。</p>

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども育成課 No.003

<p>処 分 名</p>	<p>放課後児童クラブの入室の取消し</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>保護者の退職や勤務時間・勤務日数の変更、市外への転出等により、放課後児童クラブの入室要件に該当しなくなった場合、又は保護者から退室の届出があった場合等に入室の許可を取消す。</p>
<p>根拠条例等・条項</p>	<p>春日部市放課後児童クラブ条例（平成 17 年条例第 94 号）第 7 条 春日部市放課後児童クラブ条例施行規則（平成 17 年規則第 28 号）第 7 条</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>放課後児童クラブに入室できる児童は、春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。）に在学する児童であって、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童で、次のいずれかの要件に該当するものとする。</p> <p>要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること（日曜日を除き週 4 日以上、1 日 4 時間以上かつ午後 3 時以降の帰宅となること。）。</li> <li>(2) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</li> <li>(3) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する在宅の親族を常時介護（看護）していること。</li> <li>(4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</li> <li>(5) 大学又は専門学校等に通学していること（第 1 号と同程度の日数、帰宅時間となること。）。</li> <li>(6) 妊婦又は産褥等の理由により、体調が整わない産婦であること。この場合において、妊婦は、出産予定日の属する月からの入室を原則とする。</li> <li>(7) その他市長が必要と認めるとき。</li> </ol> <p>保護者から退室の届出があった場合、転出等により春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。）に在学しなくなった場合、保護者の退職や勤務時間・勤務日数の変更等により入室要件に該当しなくなった場合に入室の許可を取消す。</p>
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）</p>

<p style="text-align: center;"><b>備 考</b></p>	<p>ホームページのリンク先  <a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/5/hoiku003.pdf">https://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/5/hoiku003.pdf</a></p>
<p style="text-align: center;"><b>根拠条例及び 関係例規等の抜粋</b></p>	<p>■春日部市放課後児童クラブ条例  (入室の資格)</p> <p><b>第5条</b> 児童クラブに入室できる者は、春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。）（以下「学校」という。）に在学する児童であつて、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童（次条において「留守家庭児童」という。）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(入室の取消し)</p> <p><b>第7条</b> 市長は、前条の許可を受けた児童（以下「入室児童」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 入室の条件に変更が生じたとき。  (2) 保護者から退室の申出があつたとき。  (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。</p> <p>■春日部市放課後児童クラブ条例施行規則  (入室の取消し)</p> <p><b>第7条</b> 市長は、条例第7条の規定により児童クラブの入室を取り消すときは、放課後児童クラブ入室取消通知書（様式第8号）により、保護者に通知するものとする</p>